

第24期宝塚市農業委員会

令和2年第6回議事録

(2020年)

令和2年12月18日

(2020年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和2年第6回議事録

1. 日 時 令和2年(2020年)12月18日(金)14時00分~15時00分

2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室

3. 委員定数 13人

4. 出席委員 12人

1番 平塚 三郎	8番 中西 恵子
2番 今里 浅一	10番 林 五郎
3番 阪上 勝弥	11番 上田 健
4番 山添 令子	12番 嶽 広行
5番 中西 瞳	13番 篠木 秀夫
6番 阪上 秀一	
7番 塚本 俊昭	

5. 欠席委員

9番 平井委員

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員 5人

阪上 榮造	福井 仁
辻井 利全	和田 秀彰
東 勉	

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 岡田 進、係長 木村 晴彦、事務職員 鈴木 恒、東久保 美圭

10. 議 題

議案第12号	農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
議案第13号	農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
報告第18号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第19号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
報告第20号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和2年 第6回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和2年12月18日

開会 午後 2時00分

○林会長 今年最後の委員会総会をこれより開催させていただきます。

なお、室長の政処参事が前回に引き続いて、今日もお忙しい中御出席いただいております。それでは、本日の欠席は9番、平井委員ですが、出席数は過半数を超えておりますので、第6回委員会は成立しております。

本日の議事録署名人、11番、上田委員、13番、篠木委員のお二人にお願いいたします。事務局長から諸般の御報告をお願いいたします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 御報告の中で、何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようございますので、それでは、議案審議に移ります。

議案第12号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。

通常であれば農業委員全員で審議を行うところでございますが、農業委員会等に関する法律第31条によると、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。本議案では(個人情報)委員が譲受人と同居する子であるため、議決が終了するまでの間退出をお願いすることとなります。よって、退出をお願いすることとなります。(個人情報)委員、退出をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして事務局から御説明お願いいたします。

○事務局 議案第12号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。令和2年12月18日 宝塚市農業委員会会長 林五郎。

法第3条の委員会許可(議案第12号)ということで、事項が2つございます。

まず1番、申請人、譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さんと(氏名)さん。申請地が山本丸橋(地番)、地目は田、地積は1,507㎡。譲受人さんの耕作面積が21,180㎡、家族人数は2名。調査書につきましては、また後ほど御説明させていただきます。権利の種類は所有権。そのほかの事項としまして、権利の移転または設定をしようとする時期、令和3年3月26日でございます。

位置図については7ページに記載しております。

調査書の御説明をさせていただきます。

農地法第3条の調査書、譲受人、(氏名)さん、譲渡人、(氏名)さん、(氏名)さん。作成者は東久保。

審査の基準、まず第2項第1号、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるの見込まれるため、該当しません。

第2項第2号、譲受人は個人であるため適用なしということで該当いたしません。

第2項第3号、信託ではないので適用なしということで該当いたしません。

第2項第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込

まれる。専業従事者2名で、それぞれ年間300日、250日ということで該当いたしません。

第2項第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき対象農地は、当該地区の下限面積10アールを超えるため該当いたしません。

第2項第6号、許可申請に係る農地は所有農地であり転貸には当たらないということで該当いたしません。

第2項第7号につきましては、申請地は譲受人所在地から500メートルの位置にあり、水稻と植木として利用する予定。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、12月7日、事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、推進委員1名が代理人立会いのもと申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しております。そのため該当いたしません。

次、4ページですが、農地所有適格法人以外の法人等の対策に係ることですので、こちらは割愛させていただいております。

事項1につきまして、図面は7ページに記載しております。

続きまして、事項2、2ページに戻ってください。

譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。場所は下佐曾利字谷(地番)と(地番)、それぞれ地目は田、面積は242㎡と277㎡。譲受人さんの耕作面積は10、134㎡家族人数は4人。調査書につきましては別紙のとおりです。権利の種類は所有権。権利の移転や設定をしようとする時期は、令和2年12月18日以降でございます。

調査書につきましては5ページをお願いいたします。

こちらの第2項第1号につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため、該当いたしません。

第2項第2号、こちらは譲受人は個人であるため、適用なしということで該当いたしません。

第2項第3号、信託ではないので適用なしということで該当いたしません。

第2項第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。専業従事者2名がそれぞれ300日、300日、兼業従事者の2名がそれぞれ100日、60日の従事時間であるため該当いたしません。

第2項第5号の下限面積につきましては、当該地区の下限面積30アールを超えるということで該当いたしません。

第2項第6号、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たらないため該当いたしません。

第2項第7号、申請地では露地野菜を栽培する予定で、譲受人は本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。また、同じく12月7日、事務局、農業委員複数名で代理人立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況を確認しておりますため該当いたしません。

法人等の貸借でありませんので、次の6ページの分の説明は割愛しております。

位置図につきましては、8ページに記載しております。

○林会長 説明は終わりました。地区担当農業委員の御意見を伺いたいと思います。

これに関連しましては、阪上勝弥委員お願いしたいと思えます。

○阪上委員 特に問題はありません。

○林会長 2番の関係、本来は平井委員でございますが、本日欠席でございますので、私も同行していたんですが、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局からなんですけど、平井委員のほうから御欠席のときにこちらの案件に関して意見がないかということのを伺いまして、問題なしということで伺っております。

○林会長 その他農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようでございますので、採決いたしたいと思えます。

農地法第3条第1項に規定する許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。

(個人情報)委員、入室をお願いいたします。

続きまして、議案第13号、農地法第4条第1項に規定する許可申請の件を議題といたします。

事務局から御説明願います。

○事務局 議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき御審議願います。令和2年12月18日 宝塚市農業委員会会長 林五郎。

市街化調整区域での法第4条の県知事許可でございます。事項は1件でございます。

届出人の方がお二人おられまして、お一人が(住所)、(氏名)さん、もう一名が(住所)、(氏名)さん。場所が長谷字峠岡(地番)と(地番)、ともに地目は田、地積がそれぞれ297㎡と1,031㎡でございます。現在、耕作者はおられません。転用の目的が(地番)のほうを駐車場、(地番)を自宅の庭とされる予定です。その他の事項としまして、(地番)の駐車場を自己所有車2、3台、近隣で畑を貸されている方用で3台の予定で、(地番)につきましては、自宅用に設置されている浄化槽が設置されております。自宅用の庭として利用される予定です。浄化槽が無断で設置されていることに関する始末書が次のページ、12ページ、計画書のところに記載がございますので御確認をお願いします。

位置図につきましては、11ページでございます。

○林会長 説明は終わりました。地区担当農業委員の御意見を伺いたいと思えます。

1番、嶽委員。

○嶽委員 問題がないというわけではないんですが、とりあえずは駐車場になっておるところもとても田んぼに戻るようなものではないですし、何十年も前からその状態で、そしてもう一つの浄化槽が埋まっているほうも、かなり前から物を放られたりして困ってみたいんです。物を放られるぐらいのところですから、もう田んぼとしては到底元には戻らないと思えます。許可申請を受けるしかないのかなとは思っています。あとは県に提出いただいて、どんな審議がされるか分かりませんが。

○林会長 今、嶽委員の言われたように、私も現地に同行しまして、これが田に戻るか、水引きの場所等々を考えても当然田にはならん。畑には無理したらならんこともないけど、水は引かないとこないというような現状だと思えます。駐車場側につきましては、水も何も来ないというような状況でした。

それでは、本件につきまして、その他農業委員、また推進委員、何か本件につきまして御意見等ございますか。

ないようですので、採決いたしたいと思います。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について、県への進達することについて賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員賛成ですので、進達することといたします。

続いて、報告事項に移ります。

報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。令和2年12月18日 宝塚市農業委員会会長 林五郎。

2件出ておりますので、順に御説明いたします。

1件目、届出者が(住所)、(氏名)さん。届出地所在地番が米谷(地番)、地目が畑、地積が22㎡、耕作者はおりません。転用目的が自宅庭。造成期間、建築期間ともになしで、その他としまして水利組合の同意書をいただいているのと、始末書の提出をいただいております。内容としましては、自宅の敷地一部として使用しておりまして、現在に至っておりますというところです。今後、農地法に遵守する旨を記載いただいております。

位置図につきましては、18ページの左側になるんですけども、崖のような状態になってまして、こちらの北側にある御自宅に隣接する庭という形となっているようです。

境界に関しては、本人の(氏名)さんに確認をしまして、1段下にマンションの敷地があるんですけども、自宅に隣接する部分で一応境界としては存在するという事で、場所の確認はさせていただきました。

続いて17ページに戻りまして、2番にまいります。

届出者が(住所)、(氏名)さん。届出地所在地番が光明町(地番)、地目が田、地積が30㎡、耕作者はおりません。転用目的が自転車置場。造成期間、建設期間ともにございませぬ。その他、水利組合同意書をいただいているのと、こちら始末書をいただいております。平成6年3月に届出なしで転用したということで、今後十分注意する旨を記載いただいております。

位置図につきましては19ページになりまして、(個人情報)に隣接している小さい三角の部分となっております。こちらのマンション建築したときが平成6年3月ということで、恐らく一緒に農地と分ならず転用したというところを聞き取りしております。

○林会長 報告は終わりました。地区担当農業委員の御意見を伺いたいと思います。

1番の関係、篠木委員さん。

○篠木委員 特に異常はありませんでした。

○林会長 2番の関係、平塚委員さん。

○平塚委員 特に問題ありませんでした。

○林会長 その他農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、続いて報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

2件出ておりますので、順に読み上げさせていただきます。

まず1番、届出者の譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。届出地所在地番が山本丸橋(地番)、地目が田、地積406㎡、耕作はおりません。転用目的が分譲住宅。造成期間が令和3年4月から150日間、建設期間が令和3年9月から120日間。施設の概要としましては、木造2階建てが19戸、1戸当たり面積は約100㎡となっております。権利の種類が所有権。その他、水利組合同意書、隣地農地同意書をいただいております。また都市計画法第29条の案件となっております。また、関西電力の地役権もついておりましたので、農地転用に係る同意書をいただいております。

位置図につきましては、次のページの22ページと、その隣の23ページに計画図面を載せているんですけれども、こちらの農地だけではなく、22ページの地図で点線で囲ってあるんですけれども、こちらのほうを一体で住宅の開発をするというふうに伺っております。

戻りまして2番に参ります。譲受人が(住所)、(氏名)。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。届出地所在地番が山本南(地番)、地目が田、地積662㎡、耕作者はおりません。転用目的が住宅用地。造成期間が令和3年3月1日から120日間、建設期間が令和3年7月1日から120日間。施設の概要としまして、木造2階建て6戸で、1戸当たりの面積が約110㎡となっております。権利の種類が所有権。その他、水利組合同意書をいただいているのと、こちら都市計画法第29条案件となっております。

位置図につきましては24ページと25ページを御覧いただきたいんですけれども、24ページが2019年のゼンリンの地図なんですけど、現在はほぼ25ページの状態のようになっています。周辺はもう道路を敷いて住宅用地の開発が始まっております。こちらの農地が後になっての5条の届出で開発が始まるということで伺っております。

○林会長 報告は終わりました。地区担当農業委員の御意見をお伺いしたいと思います。

1番目、2番目の関係、阪上勝弥委員。

○阪上委員 特に問題はございませんでした。

○林会長 その他農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようでございますので、最後に報告事項第20号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。

なお前回は申し上げましたように、その他の関係、場所、平米数等々、その辺の関係につきましては、割愛した中での御説明となります。

説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局 報告第20号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。令和2年12月18日 宝塚市農業委員会会長 林五郎。

1番、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成29年10月13日から令和2年11月6日。耕作面積297㎡。納税猶予農地につきましては1筆自作地で、御殿山(地番)、面積は297㎡。証明年月日は令和2年11月6日。

位置図につきましては、29ページの部分になります。

続きまして2番、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成29年11月11日から令和2年11月12日。耕作面積4,899㎡。納税猶予農地につきましては9筆ございまして、山本南(地番)、ほか8筆、全て自作地で合計4,899㎡。証明年月日は令和2年11月12日。

その他は割愛させていただきまして、位置図については30、31、32ページになります。

続きまして3番、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成29年11月14日から令和2年11月6日。耕作面積4,312㎡。納税猶予農地につきましては合計7筆ございます。代表が山本東(地番)のほか6筆。合計4,312㎡です。証明年月日は令和2年11月6日。

位置図につきましては、33ページ、34ページになります。

続きまして、28ページ、4番。申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成29年11月14日から令和2年11月6日。耕作面積は2,701㎡。3筆ございまして、全て自作地です。口谷西(地番)、ほか2筆。合計2,701㎡。証明年月日は令和2年11月6日。

位置図につきましては、34ページになります。

○林会長 報告は終わりました。農業委員、推進委員で何か本件に関しまして御質問等ございますか。

特にないようございますので、以上で本日の議案2件、報告3件について、審議等は終了いたしました。

10番(会長) 林 五 郎

11番 上 田 健

13番 篠 木 秀 夫